

【著作権】判決のご紹介

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

◆知財高裁平成24年(ネ)第10027号(平成24年8月8日判決)

1. 当事者

原告：グリー株式会社

被告：株式会社ディー・エヌ・エー

被告：株式会社ORSO

2. 主な争点

被告の配信する携帯電話機用インターネット・ゲームの「魚の引き寄せ画面」が、原告が配信する携帯電話機用インターネット・ゲームの「魚の引き寄せ画面」に類似するものとして原告の著作権等に該当するとして争われた事件である。



原告

「釣り★スタ」



被告

「釣りゲータウン2」

3. 判決の概要

前審の判断（東京地裁）

- ①水中のみを画像として
- ②三重の同心円が描かれ
- ③背景が全体的に薄暗い青で
- ④釣り針にかかった一匹の黒色の魚影が描かれており
- ⑤釣り針にかかった魚影のみが、頻繁に向きを変え背景は静止
- ⑥同心円と魚影の位置関係より釣り糸を巻くタイミングが表現されているとして、

被告作品は、これらの表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、原告作品の魚の引き寄せ画面が有する表現上の本質的な特徴を直接感得することができるとして、翻案権の侵害を肯定。

翻案とは、

- ①既存の著作物に依拠し、かつ
 - ②その表現上の本質的な特徴を維持しつつ、
 - ③具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創意的に表現することにより、
 - ④これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう
- そして、
- ⑤思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の言語の著作物と同一性を有するにすぎない著作物を創作する行為は、既存の著作物の翻案に当たらない（江差追分事件 最判H13年6月28日判決）

※原告作品以前には、三重の同心円による「魚の引き寄せ画面」がなかった

当裁判所の判断（東京高裁）

上記東京地裁の判断項目について、下記のとおり結論付け、翻案権侵害を否定。

判断項目	結論
①水中のみを画像として	釣りゲームについては <u>ありふれたもの</u>
③背景が全体的に薄暗い青で	※被告は大量の釣りゲームを証拠資料として提出
④釣り針にかかった一匹の黒色の魚影が描かれており	アイデアというべき
②三重の同心円が描かれている	※三重の同心円を採用することは、弓道、射撃及びダーツ等における同心円を釣りゲームに応用したものというべきものであって、 <u>アイデアの範疇に属するもの</u> である
⑤釣り針にかかった魚影のみが、頻繁に向きを変え背景は静止	
⑥同心円と魚影の位置関係より釣り糸を巻くタイミングが表現されている	